

令和5年度湖北地域鳥獣被害防止対策協議会狩猟免許取得推進事業実施要領

1. 目的

湖北地域鳥獣被害防止対策協議会（以下「協議会」という。）は、狩猟免許を取得する者に対して、事前の予備講習会の受講料を支援することで、狩猟免許取得を推進する。

2. 対象

長浜市および米原市に住所があり、狩猟免許取得後、両市が行う有害鳥獣捕獲に協力できる者

対象者は予算の範囲内で受付け、先着順とする。

3. 開催日等

	開催日	講習内容	講習場所
第1回	5月21日（日）	狩猟に関する 知識・技能	東近江市あかね文化ホール 東近江市市子川原町 461-1
第2回	8月20日（日）		
第3回	11月10日（金）		

4. 受講料

受講料は、協議会で負担する。

5. 申込み

狩猟免許取得推進事業申込書（様式1）による。

6. 提出先

長浜市役所農業振興課 電話 65-6520

米原市役所まち保全課 電話 53-5175

7. 主催

湖北地域鳥獣被害防止対策協議会